

## 資料の情報と釈文

### 七・日清講和条約

展示資料…日清両国媾和条約別約・御署名原本・明治二十八年・条約五月十日

請求番号…御 02085100

デジタルアーカイブ URL : <https://www.digital.archives.go.jp/img/159179>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

### 【釈文】

勅令無号

媾和条約

朕、明治二十八年四月十七日下ノ関ニ於テ、朕カ  
全権弁理大臣ト清国全権大臣ノ記名調印  
シタル媾和条約及別約ヲ批准シ、茲ニ之ヲ公  
布セシム。

御名御璽

明治二十八年五月十日

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文

外務大臣子爵 陸奥宗光

大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ハ、  
両国及其ノ臣民ニ平和ノ幸福ヲ回復シ、  
且将来紛議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ、媾和  
条約ヲ訂結スル為メニ、大日本国皇帝陛  
下ハ、内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊  
藤博文、外務大臣従二位勲一等子爵陸奥  
宗光ヲ、大清国皇帝陛下ハ、太子太傅文華  
殿大学士北洋大臣直隸総督一等肅毅伯  
李鴻章、二品頂戴前出使大臣李經方ヲ、各  
其ノ全権大臣ニ任命セリ。因テ各全権大  
臣ハ互ニ其ノ委任状ヲ示シ、其ノ良好妥  
当ナルヲ認め、以テ左ノ諸條款ヲ協議決

定セリ。

### 第一条

清国ハ、朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス。因テ右独立自主ヲ損害スヘキ、朝鮮国ヨリ清国ニ対スル貢獻典札等ハ、将来全ク之ヲ廃止スヘシ。

### 第二条

清国ハ、左記ノ土地ノ主権、並ニ該地方ニ在ル城堡・兵器・製造所、及官有物ヲ、永遠日本国ニ割与ス。

- 一 左ノ經界内ニ在ル奉天省南部ノ地

鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ、安平河口ニ至リ、該河口ヨリ鳳凰城海城宮口ニ亘リ、遼河口ニ至ル折線以南ノ地、併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス。而シテ、遼河ヲ以テ界トスル処ハ、該河ノ中央ヲ以テ經界トスルコトト知ルヘシ。

遼東灣東岸、及黄海北岸ニ在テ、奉天省ニ属スル諸島嶼。

- 二 台湾全島、及其ノ附属諸島嶼。

- 三 澎湖列島、即英国「グリーンンウイチ」東經百十九度乃至百二十度、及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

### 第三条

前条ニ掲載シ、附属地図ニ示ス所ノ經界線ハ、本約批准交換後、直チニ日清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同画定委員ヲ任命シ、実地ニ就テ確定スル所アルヘキモ

ノトス。而シテ、若本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ、地形上又ハ施政上ノ点ニ付、完全ナラサルニ於テハ、該境界画定委員ハ之ヲ更正スルコトニ任スヘシ。

該境界画定委員ハ成ルヘク速ニ其ノ任務ニ従事シ、其ノ任命後一箇年以内ニ之ヲ終了スヘシ。

但シ、該境界画定委員ニ於テ、更定スル所アルニ当リテ、其ノ更定シタル所ニ対シ、日清兩國政府ニ於テ可認スル迄ハ、本約ニ掲記スル所ノ經界線ヲ維持スヘシ。

#### 第四条

清国ハ軍費賠償金トシテ庫平銀貳億兩ヲ日本国ニ支払フヘキコトヲ約ス。右金額ハ都合八回ニ分チ、初回及次回ニハ毎回五千万兩ヲ支払フヘシ。而シテ、初回ノ払込ハ本約批准交換後六箇月以内ニ、次回ノ払込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於テスヘシ。残リノ金額ハ六箇年賦二分チ、其ノ第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ、其ノ第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ、其ノ第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ、其ノ第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ、其ノ第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ、其ノ第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支払フヘシ。又初回払込ノ期日ヨリ以後、未タ払込ヲ了ラサル額ニ対シテハ、毎年百分ノ五ノ利子ヲ支払フヘキモノトス。但シ、清国ハ何時タリトモ該賠償金ノ全額、或ハ其ノ幾分ヲ前以テ一時ニ支払フコトヲ得ヘシ如シ。本約批准交換後三箇年以内ニ該賠償金ノ総額ヲ皆済スルト

キハ総テ利子ヲ免除スヘシ。若夫迄ニ二箇年半、若ハ更ニ短期ノ利子ヲ払込ミタルモノアルトキハ、之ヲ元金ニ編入スヘシ。

#### 第五条

日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ、右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶予スヘシ。但シ、右年限ノ満チタルトキハ、未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ、日本国臣民ト視為スコトアルヘシ。

日清両国政府ハ、本約批准交換後、直チニ各一名以上ノ委員ヲ台湾省へ派遣シ、該省ノ受渡ヲ為スヘシ。而シテ、本約批准交換後二箇月以内ニ右受渡ヲ完了スヘシ。

#### 第六条

日清両国間ノ一切ノ条約ハ交戦ノ為メ消滅シタレハ、清国ハ本約批准交換ノ後、速ニ全権委員ヲ任命シ、日本国全権委員ト通商航海条約、及陸路交通貿易ニ関スル約定ヲ締結スヘキコトヲ約ス。而シテ、現ニ清国ト欧州各国トノ間ニ存在スル諸条約章程ヲ以テ、該日清両国間諸条約ノ基礎ト為スヘシ。又本約批准交換ノ日ヨリ該諸条約ノ実施ニ至ル迄ハ、清国ハ日本国政府官吏、商業・航海・陸路・交通・貿易・工業・船舶、及臣民ニ対シ、総テ最惠国待遇ヲ与フヘシ。

清国ハ右ノ外、左ノ譲与ヲ為シ、而シテ、該譲与ハ、本約調印ノ日ヨリ六箇月ノ後、有

效ノモノトス。

第一 清国ニ於テ現ニ各外国ニ向テ

開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ、日本国臣民ノ商業・住居・工業、及製造業ノ為メニ、左ノ市港ヲ開クヘシ。但シ、現ニ清国ノ開市場・開港場ニ行ハルル所ト同一ノ条件ニ於テ、同一ノ特典及便益ヲ享有スヘキモノトス。

一 湖北省荊州府沙市

二 四川省重慶府

三 江蘇省蘇州府

四 浙江省杭州府

日本国政府ハ以上列記スル所ノ市港中、何レノ処ニモ領事官ヲ置クノ権利アルモノトス。

第二

旅客及貨物運送ノ為メ、日本国汽船ノ航路ヲ左記ノ場所ニ迄拡張スヘシ。

一 楊子江上流湖北省宜昌ヨ

リ四川省重慶ニ至ル

二 上海ヨリ吳淞江及運河ニ

入り蘇州杭州ニ至ル

日清兩國ニ於テ新章程ヲ妥定スル迄ハ、前記航路ニ関シ適用シ得ヘキ限ハ、外国船舶清国内地水路航行ニ関スル現行章程ヲ施行スヘシ。

第三

日本国臣民カ清国内地ニ於テ貨品及生産物ヲ購買シ、又ハ其ノ輸入シタル商品ヲ清国内地ヘ運送スルニハ、右購買品又ハ運送品ヲ倉入スル為メ、何等ノ

税金取立金ヲモ納ムルコトナク、一時倉庫ヲ借入ルルノ権利ヲ有スヘシ。

#### 第四

日本国臣民ハ、清国各開市場開港場ニ於テ、自由ニ各種ノ製造業ニ従事スルコトヲ得ヘク、又所定ノ輸入税ヲ払フノミニテ、自由ニ各種ノ器械類ヲ清国ヘ輸入スルコトヲ得ヘシ。

清国ニ於ケル日本臣民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ、各種ノ内国運送税内地税賦課金取立金ニ関シ、又清国内地ニ於ケル倉入上ノ便益ニ関シ、日本国臣民カ清国ヘ輸入シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ、且同一ノ特典免除ヲ享有スヘキモノトス。

此等ノ譲与ニ関シ、更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ、之ヲ本条ニ規定スル所ノ通商航海条約中ニ具載スヘキモノトス。

#### 第七条

現ニ清国版図内ニ在ル日本国軍隊ノ撤回ハ、本約批准交換後三箇月内ニ於テスヘシ、但シ、次条ニ載スル所ノ規定ニ従フヘキモノトス。

#### 第八条

清国ハ本約ノ規定ヲ誠実ニ施行スヘキ担保トシテ、日本国軍隊ノ一時山東省威海衛ヲ占領スルコトヲ承諾ス。而シテ、本約ニ規定シタル軍費賠償金ノ初回次回ノ払込ヲ了リ、通商航海条約ノ批准交換ヲ了リタル時ニ当リテ、清国政府ニテ右

賠償金ノ残額ノ元利ニ対シ、充分適當ナル取極ヲ立テ、清国海關稅ヲ以テ抵当ト為スコトヲ承諾スルニ於テハ、日本国ハ其ノ軍隊ヲ前記ノ場所ヨリ撤回スヘシ。若又之ニ関シ充分適當ナル取極立タサル場合ニハ、該賠償金ノ最終回ノ払込ヲ了リタル時ニ非サレハ撤回セサルヘシ。尤、通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非サレハ、軍隊ノ撤回ヲ行ハサルモノト承知スヘシ。

#### 第九条

本約批准交換ノ上ハ、直チニ其ノ時現ニ有ル所ノ俘虜ヲ還附スヘシ。而シテ、清国ハ日本国ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待、若ハ処刑セサルヘキコトヲ約ス。

日本国臣民ニシテ軍事上ノ間諜、若ハ犯罪者ト認メラレタルモノハ、清国ニ於テ直チニ解放スヘキコトヲ約シ、清国ハ又交戦中日本国軍隊ト種種ノ關係ヲ有シタル清国臣民ニ対シ、如何ナル処刑ヲモ為サス、又之ヲ為サシメサルコトヲ約ス。

#### 第十条

本約批准交換ノ日ヨリ攻戦ヲ止息スヘシ。

#### 第十一条

本約ハ大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘク、而シテ、右批准ハ芝罘ニ於テ、明治二十八年五月八日、即光緒二十一年四月十四日ニ交換セラルヘシ。

右証拠トシテ両帝国全權大臣ハ茲ニ記

名調印スルモノナリ。

明治二十八年四月十七日、即光緒二十一年三月二十三日、下ノ関ニ於テ二通ヲ作ル。

日本帝国全権弁理大臣

内閣総理大臣  
從二位勳一等伯爵

伊藤博文 印

大日本帝国全権弁理大臣

外務大臣  
從二位勳一等子爵

陸奥宗光 印

大清帝国欽差頭等全権大臣

太子太傅文華殿大學士北洋大臣

直隸總督一等肅毅伯

李鴻章

大清帝国欽差全権大臣二品頂戴前出使大臣

李經方

印